岐阜県清流の国スポーツ推進条例 (案)

目次

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 推進施策(第7条-第15条)

第3章 推進体制等(第16条-第20条)

附則

スポーツは、青少年の健全な育成や体力の向上に大きな役割を果たしている。また、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。さらに、スポーツ及びスポーツを支える活動は、その活動を通じて、地域の一体感や活力を醸成するものであり、地域社会の絆を構築し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生、地域の活性化、産業の振興等に寄与するものである。

岐阜県においては、「輝け はばたけ だれもが主役」という合言葉のもと、県民総参加で開催された、ぎふ清流国体及びぎふ清流大会を契機として、障害者スポーツを含む、県民のスポーツに対する関心が一層の高まりを見せるとともに、岐阜方式の活用等による競技力の向上、両大会のマスコットキャラクター「ミナモ」を活用したダンス及び体操の普及を通じた県民の運動に親しむ意識の向上、おもてなし活動等を通じた県民の地域の絆づくり、障害者とともに生きる社会づくり、ボランティア活動等に対する意識の高揚等、スポーツを支える活動を含めたスポーツの推進がもたらす成果を強く実感したところである。そうした成果を継続し、発展させ、岐阜県の貴重な財産として引き続き活用し、健康で活力のある地域づくりを進めていくことは、私たち県民一人一人の重要な責務である。

ここに、私たちは、子どもから高齢者まで、生涯にわたり、自らの年齢、関心、適性等に応じて、日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することにより、明るく健康で心豊かな県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現を目指すことを決意し、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、スポーツ(運動競技及びレクリエーションその他の目的で行う身体 の運動をいう。以下同じ。)の推進について、基本理念を定め、並びに県の責務及び スポーツ関係団体の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基 本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進し、もって県民の心身の健全な発達、明るく豊かな県民生活の形成及び活力の ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 スポーツは、これを行う者の安全の確保に必要な配慮をするとともに、スポーツ を通じて県民の心身の健康の保持増進が図られるように推進されなければならない。
- 2 スポーツは、すべての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、 自らの年齢、関心、適性等に応じて親しむことができるよう、推進されなければならな い。
- 3 スポーツは、心身の成長過程にある青少年によるスポーツ活動が生涯にわたる県民の 心身の健康の増進、豊かな人間性の涵養及び規範意識の醸成のため特に重要であるとの 認識の下に、学校、スポーツ関係団体(スポーツに関する事業を行い、その振興に資す る活動を行う団体をいう。以下同じ。)、家庭、地域住民その他の関係者が相互に連携 を図りながら推進されなければならない。
- 4 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の 種類及び程度に応じ必要な配慮をするとともに、障害者の自立及び社会参加を促進する 等、障害者とともに生きる社会の推進に資するよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、岐阜県のスポーツ選手が全国的な規模のスポーツの競技会において優秀 な成績を収めることができるよう、岐阜方式(一つのスポーツチームが、複数の企業から選手の雇用等による支援を受けながら活動していく方式をいう。以下同じ。)の継続 等、競技水準の向上に資する施策について、関係者が相互に有機的な連携を図りつつ、 効果的に推進されなければならない。
- 6 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に 親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代 の人々の交流が促進され、地域の絆づくり及び地域の活性化が図られるよう推進されな ければならない。

(県の責務)

- 第3条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、知事、 教育委員会その他の関係機関が相互に連携を図りつつ、スポーツの推進に関する施策を 総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民、スポーツ関係団体、 健康及び福祉に関わる団体、学校、企業、その他の関係団体との連携に努めるものとす る。

(スポーツ関係団体等の役割)

第4条 スポーツ関係団体その他の関係団体は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に 主体的に取り組むとともに、県、市町村、他のスポーツ関係団体その他の関係団体と の協働に努めるものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村が自主的かつ主体的にその地域の特性に応じたスポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施することを促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民参加の促進)

第6条 県は、スポーツ関係団体、市町村、学校等と連携し、ミナモダンス及びミナモ体操(はばたけ、未来へ(ぎふ清流国体・ぎふ清流大会ソングをいう。)に合わせたダンス及び体操をいう。)等を活用した啓発活動、競技会その他スポーツイベントの開催等による高い競技水準に触れる環境づくり等を通じ、スポーツの重要性に対する県民の関心と理解を深めるとともに、県民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めるものとする。

第2章 推進施策

(推進計画)

- 第7条 県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その 実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「推進計画」という。)を策定するも のとする。
- 2 推進計画は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他の必要な事項を定めるものとする。
- 3 県は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、推進計画の変更をする場合について準用する。

(健康の保持増進等)

第8条 県は、スポーツ活動を推進するとともに、県民の心身の健康の保持増進、疾病予防、高齢者の介護予防等県民が健やかに生活するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生涯スポーツの推進等)

- 第9条 県は、子どもから高齢者まで、県民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身近にスポーツに親しむことができるよう、レクリエーション活動その他のスポーツ活動(以下「生涯スポーツ」という。)に参加する機会の提供、地域スポーツクラブ(地域の住民が主体的に運営するスポーツ関係団体であって、体力、年齢、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。)及び地域におけるスポーツ活動を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県は、生涯スポーツを推進するとともに、生涯にわたって生き生きと生活するための 社会づくりに努めるものとする。

(青少年スポーツの推進等)

- 第10条 県は、地域における青少年によるスポーツ活動(以下「青少年スポーツ」という。)を推進するため、スポーツ活動に参加しやすい環境づくり及び参加する機会の提供、学校、スポーツ関係団体、家庭、地域住民その他の関係者の連携による青少年の体力の向上に向けた取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県は、青少年スポーツを推進するとともに、豊かな人間性の涵養、規範意識の醸成等 青少年の健全な育成に努めるものとする。

(学校におけるスポーツ活動の推進)

第11条 県は、学校における部活動等のスポーツ活動の推進を図るため、スポーツに関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の確保及び活用その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害者スポーツの推進等)

- 第12条 県は、障害者によるスポーツ活動(以下「障害者スポーツ」という。)を推進するため、その障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、障害者スポーツに関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県は、障害者スポーツを推進するとともに、障害者が元気に安心して暮らすための社 会づくりに努めるものとする。

(競技水準の向上)

- 第13条 県は、競技水準の向上を図るため、年齢に応じたスポーツ選手の計画的な育成、 スポーツの指導者の確保及び養成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県は、スポーツ選手及びその指導者がその能力を幅広く地域社会に生かすことができるよう、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、スポーツ選手及びスポーツチーム(以下「スポーツ選手等」という。)の競技 水準の維持向上ができるよう、岐阜方式を継続するための支援その他の必要な施策を 講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の絆づくり)

第14条 県は、スポーツを通じた地域における絆づくりを促進するため、スポーツ大会等におけるおもてなし活動(スポーツ選手及びその関係者を温かく迎える活動をいう。)その他の地域住民の自発的な活動への支援、地域スポーツクラブへの参加の促進、スポーツ選手等と県民との交流の促進、地域スポーツクラブ相互の交流の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第15条 県は、スポーツを通じた地域の活性化を図るため、前条の施策のほか、各種スポーツ大会の開催及び誘致、スポーツ関連産業の振興その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第3章 推進体制等

(県民会議)

第16条 県は、前章に規定する施策について広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、県民会議を設置する。

(スポーツ推進月間)

第17条 県は、県民のスポーツに対する関心と理解を深めるとともに、県民が積極的に スポーツ及びスポーツを支える活動に参画できるようスポーツ推進月間を設け、その趣 旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(顕彰)

第18条 県は、スポーツ及びスポーツを支える活動に対する関心並びにこれらを行う意 欲を高めるため、スポーツで顕著な成績を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者を 顕彰するものとする。 (施設の整備等)

- 第19条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、スポーツ施設(スポーツの 設備を含む。以下同じ。)の整備及び利用の促進に努めるものとする。
- 2 県は、前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。
- 3 県は、県が設置する学校その他の施設をスポーツ活動の場として有効に活用すること ができるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、スポーツの推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講 ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日(平成 年 月 日)から施行する。